

市税の納付は納期内に!

令和4年度の納税・納入通知書を、下表の予定で発送します。

市税は、教育や福祉などのサービスを提供するための大切な財源ですので、納付期限内に納めましょう。(納付期限までに納められない場合は、滞納となり、延滞金も発生します)

やむを得ない事情で期限までに納付できない場合は、お早めにご相談ください。

令和4年度 通知書発送予定日

・固定資産税・都市計画税 ・軽自動車税(種別割)	… 5/11(水)
・市民税・道民税(給与からの天引き)※	… 5/17(火)
・市民税・道民税※ (普通徴収・年金からの天引き) ・国民健康保険税 ・介護保険料 ・後期高齢者医療保険料	… 6/10(金)

※給与と年金など複数の収入がある方は、各収入ごとに市民税・道民税の通知書が届く場合があります。

市税を滞納すると?

(詳細) 納税課 ☎ 381-1013

① 督促状の送付、納付の催告

納付期限までに納税されない場合、督促状を送付します。その後も未納が続く場合、納付案内コールセンターから電話による呼びかけを行うほか、催告書なども送付します。

② 滞納処分の実施

上記①の後も未納が続いた場合、債権(預貯金・給与・生命保険など)、不動産、動産(自動車など)などの滞納処分(差し押さえなど)を行う場合があります。

※市税を公平に負担していただくため、市税滞納の解消と防止に向け取り組んでいますので、皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

納税の猶予制度

以下に該当する方は納税が猶予される場合があります。

○徴収の猶予：災害や病気、事業の廃止などの理由で一時に納付できないと認められる場合。

○換価の猶予：市税を一時に納付することにより、事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがある場合。

※インターネット公売を実施しています。詳細は右のQRコードからご覧ください。



国民健康保険税

(詳細) 国保年金課 ☎ 381-1028



申告を忘れずに

ください。

所得の種類や内容により

申告先が異なるため、まずは国保年金課(☎ 381-1028)へお問い合わせください。

解雇された方などの軽減

「国保税の納税義務者で、前年中は無収入だった方」「収入が障害年金・遺族年金・雇用保険の給付金などの非課税所得のみの方」は、必ず申告してください。

申告を忘れた場合、軽減対象から外れるほか、高額療養費支給額や入院時食事療養費の減額などが正しく判定できませんので、注意

● 対象者

雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者
※特例受給資格者と高年齢受給資格者は対象外

● 軽減額

対象者の前年給与所得を100分の30とみなして国民健康保険税を計算します。

● 軽減期間

離職した日の翌日の月から翌年度末まで。
※雇用保険の失業給付を受

● 申請方法

ける期間とは異なります。また、軽減期間内に国保資格に異動があった場合、軽減が継続されない場合があります。

雇用保険受給資格者証、申請者の本人確認書類、マイナンバーが分かるものを持ち、市役所6番窓口で手続きしてください。

手続きなどの詳細は、下記のQRコードからご確認ください。税の算出方法は以下の表のとおりです。



国民健康保険税の算出方法

【医療分】①～③の合算額で課税限度額は63万円

- ①所得割 (前年所得 - 43万円) × 8.3%
- ②均等割 加入者1人につき2万4,000円
- ③平等割 1世帯につき2万5,500円

【後期高齢者支援金等分】

- ①～③の合算額で課税限度額は19万円
- ①所得割 (前年所得 - 43万円) × 1.7%
- ②均等割 加入者1人につき5,300円
- ③平等割 1世帯につき6,000円

【介護分】①～②の合算額で課税限度額は17万円

- ①所得割 (前年所得 - 43万円) × 1.8%
- ②均等割 加入者1人につき9,600円

※未就学児均等割額の減額

子育て世帯の負担軽減のため、未就学児(6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方)の均等割額の2分の1を減額します。



市民税・道民税



【詳細】市民税課 ☎ 381-1012

どんな人が課税されるの？

1月1日現在、市内に住所があり、一定の所得を超える方は、所得額に応じて課税します（課税されない方は左表のとおり）。

税額はどのように計算するの？

均等割と所得割という2種類の税額を算出します。

【均等割額】

一定額以上の所得のある方に、一律5千円を課税

【所得割額】

課税標準額×税率（10％）

税控除額

※課税標準額＝前年の総所得額－所得控除金額

※土地・建物の譲渡所得など、所得の種類によっては、計算方法が異なります。

市民税・道民税が課税されない方

均等割も所得割もかからない方

- ①未成年、障がいのある方、寡婦またはひとり親に該当し、前年の合計所得金額が135万円以下の方
- ②扶養親族がいない方で、前年の合計所得金額が45万円以下の方
- ③扶養親族がいる方で、前年の合計所得金額が{(本人+扶養人数)×35万円+21万円+10万円}以下の方
- ④生活保護法によって生活扶助を受けている方

所得割がかからない方

- ①扶養親族がいない方で、前年の総所得金額等が45万円以下の方
 - ②扶養親族がいる方で、前年の総所得金額等が{(本人+扶養人数)×35万円+32万円+10万円}以下の方
- ※扶養親族の人数には、16歳未満の年少扶養親族を含みます。

固定資産税・都市計画税

納期はいつ？

納期は5月、7月、9月、12月の年4回です。

▼新築住宅の固定資産税の軽減期間終了

平成30年（マンションなどの3階建以上の中高層耐火住宅は平成28年。ただし長期優良住宅を除く）に新

築された住宅の固定資産税

は、軽減の期間が令和3年度で終了したため、令和4年度から本来の税額に戻ります。

なお、これまで軽減されていた税額は、昨年度までの納税通知書の2枚目に記載されていますので、ご確認ください。

軽自動車税（種別割）

【詳細】市民税課税係 ☎ 381-1012



納付はいつまで？

5月31日(火)までです。

納税義務者は？

4月1日に、原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車、2輪小型自動車を市内で所有している方に課税されます。普通自動車と異なり、軽自動車税（種別割）に月割制度はなく、4月1日に所有している方が、1年分を一括で納めることとなっています。

《軽自動車税（種別割）の減免》

- 以下に該当する方が減免になります。

・対象となる軽自動車

- (ア) 障がい者等本人に納税義務がある車両
- (イ) 障がい者等と生計同一の方に納税義務がある車両

・運転手

- (A) 障がい者等本人
- (B) 障がい者等と生計同一の方
- (C) 障がい者等の『常時介護者』
(障がい者等のみの世帯で、(ア)の車両のみ対象)

・車両の使用頻度

- 週1回(月4回)程度以上
- ※(C)の場合のみ、週3回程度以上。(常時介護のため)

・その他の対象となる軽自動車

身体障がい者などの利用のための構造を持つ車両

- ※ 減免は障がいのある方など、1名につき1台です
- ※ 手帳記載の交付日が令和4年4月2日以降の場合、今年度は減免の対象となりません。

● 申込先・申込期限

5月31日(火)までに市役所10番窓口で手続きを。
詳細は、市民税課税係(☎ 381-1012)へお問い合わせください。

現況調査にご協力を！

土地と家屋の調査を行っています。調査の際は内部に立ち入りをさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

なお、調査員は「固定資産評価補助員証」を携行しています。

<土地>

土地の現況と課税台帳を照合し、変更の有無を確認します。

<家屋>

玄関フード、増築家屋、車庫や物置などの現況確認にあわせて、取壊し家屋の調査も行います。

【詳細】資産税課 ☎ 381-1404

